

平成28年4月15日

国土交通省海事局

海賊対処法に基づき行われた護衛活動の実績等について ～護衛対象船舶数の累計：3,673隻～

平成21年7月28日から平成28年3月31日までの間に、アデン湾で護衛を受けた船舶（護衛対象船舶）の実績等について取りまとめました。

平成21年7月28日以降、船籍を問わず船舶の航行の安全を確保するため、アデン湾において「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」に基づく海賊対処行動による護衛活動が行われております。

国土交通省海事局では外国の船舶も含めた護衛申請を取りまとめ、防衛省との連絡調整を行っております。

1. 事前登録の状況（平成28年3月31日現在）

（1）登録事業者数

884社（うち外国船社は782社【54カ国】）

（2）登録船舶数

6,617隻（うち外国船社は4,307隻）※重複を除く

2. 護衛対象船舶の状況

（1）集計期間（護衛回数）

平成21年7月28日から平成28年3月31日までの間（676回）

（2）護衛対象船舶数

合計 3,673隻（1回平均5.4隻）

<内訳>

日本関係船舶（我が国の運航事業者が運航する船舶） 678隻

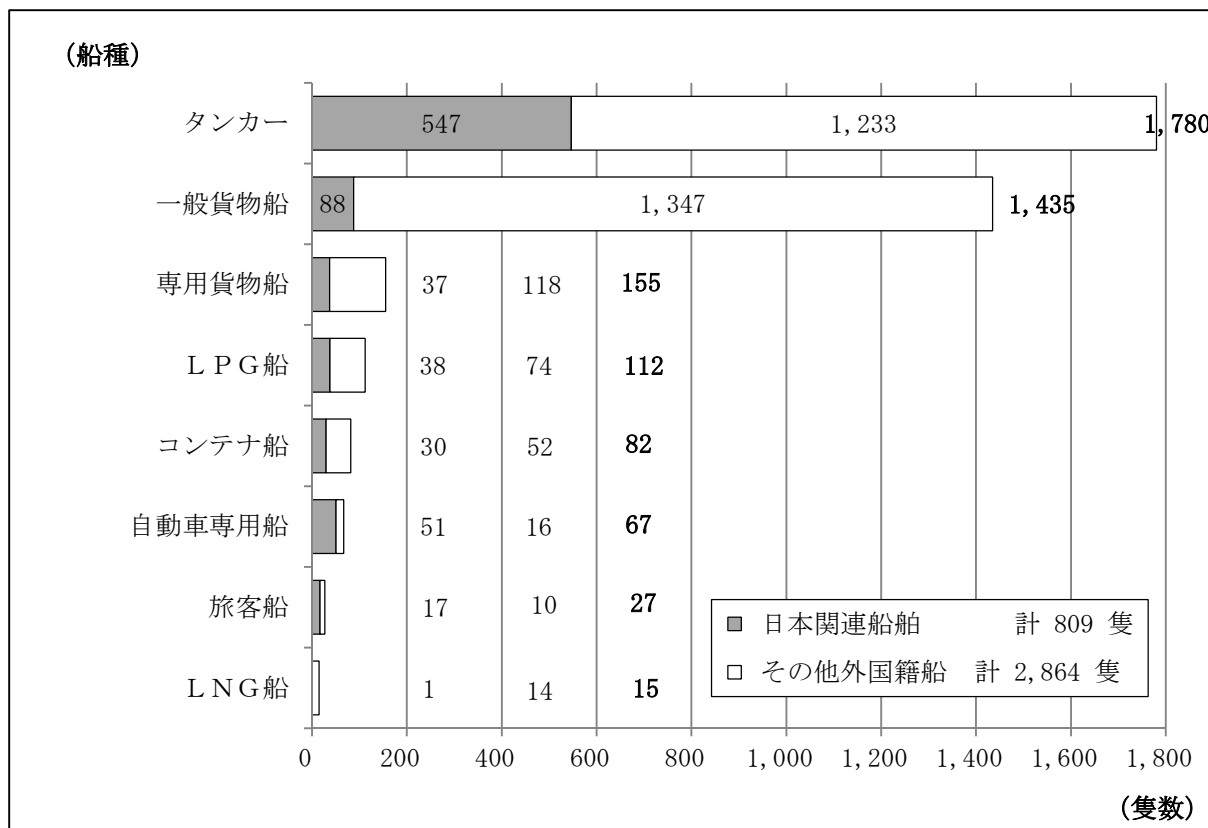
うち ①日本籍船 17隻

②我が国の船舶運航事業者が運航する外国籍船 661隻

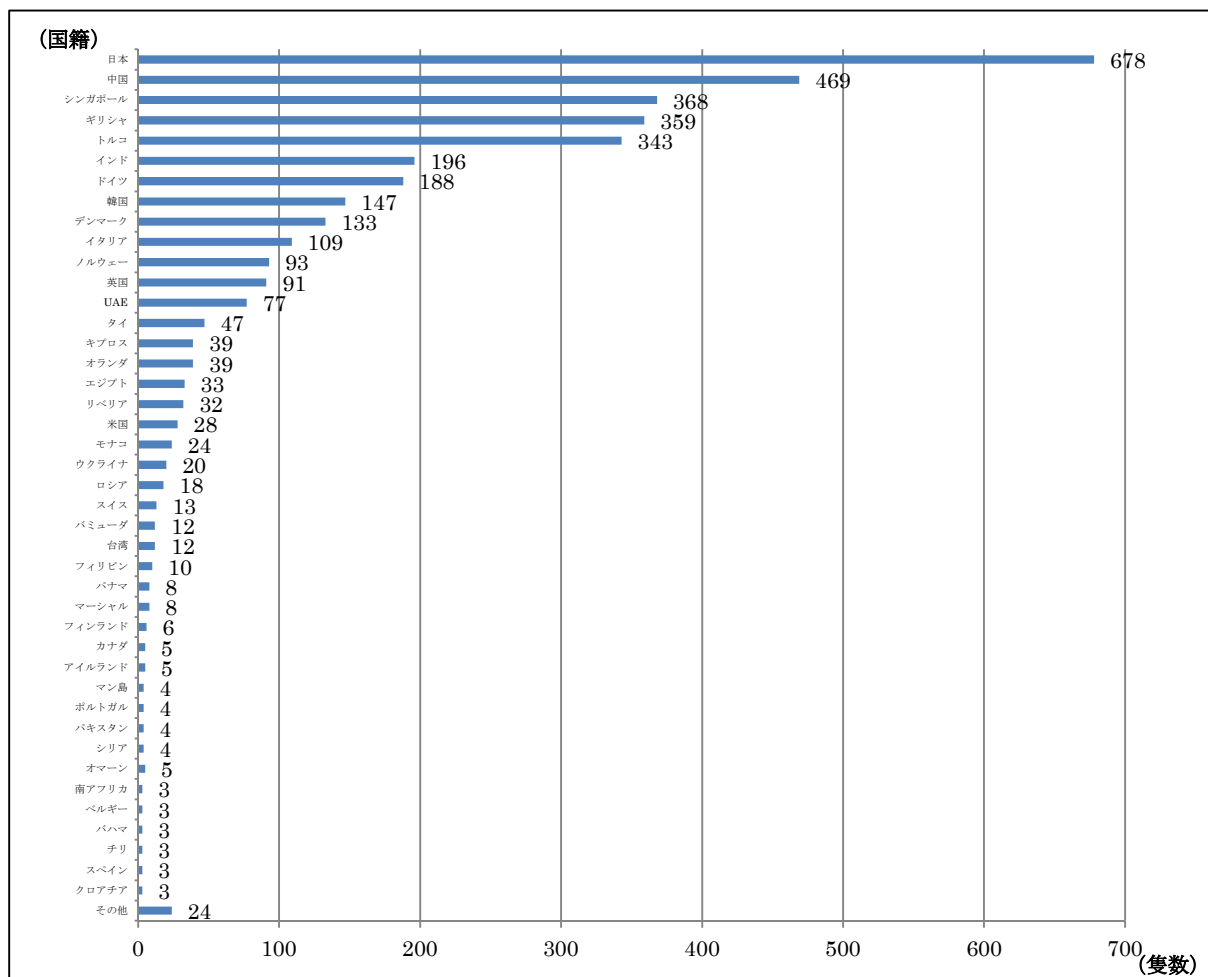
その他外国籍船（外国の運航事業者が運航する船舶） 2,995隻

※「その他の外国籍船」の中には、日本の企業が実質船主、船舶管理会社など、日本に関連のある船舶（日本関連船舶）131隻が含まれている。

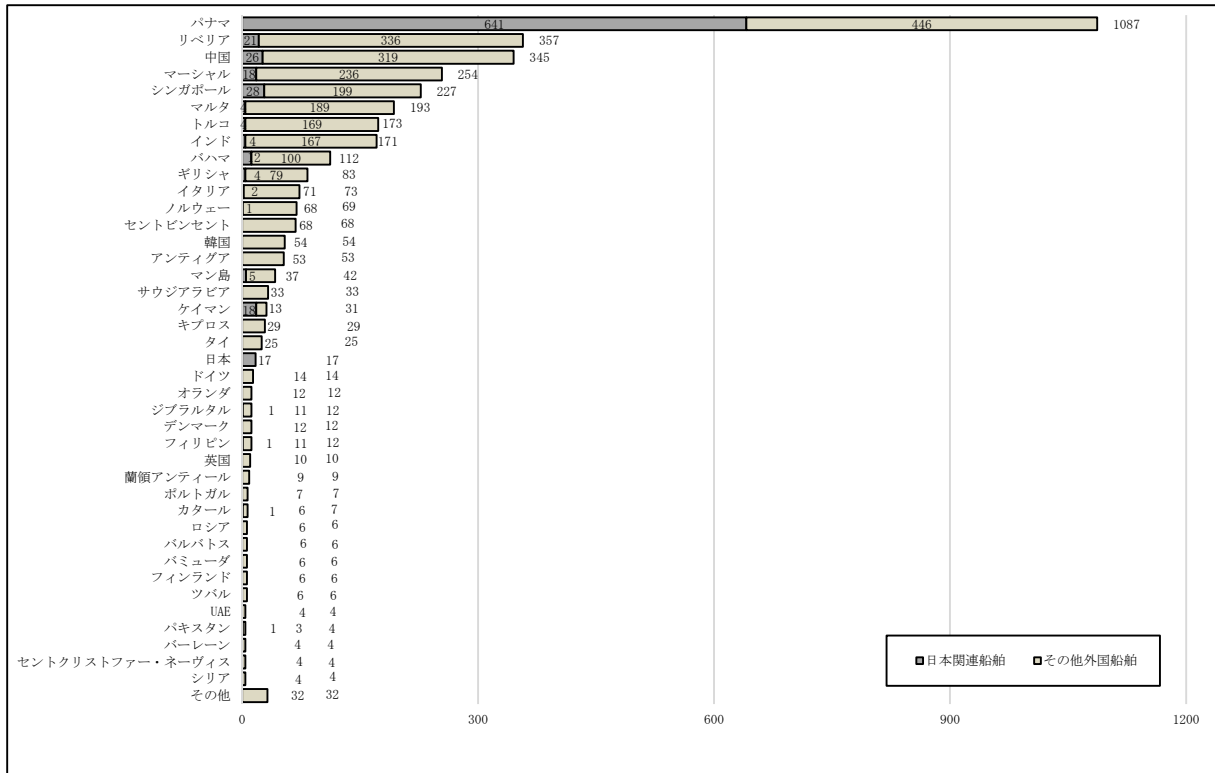
(3) 船舶の種類



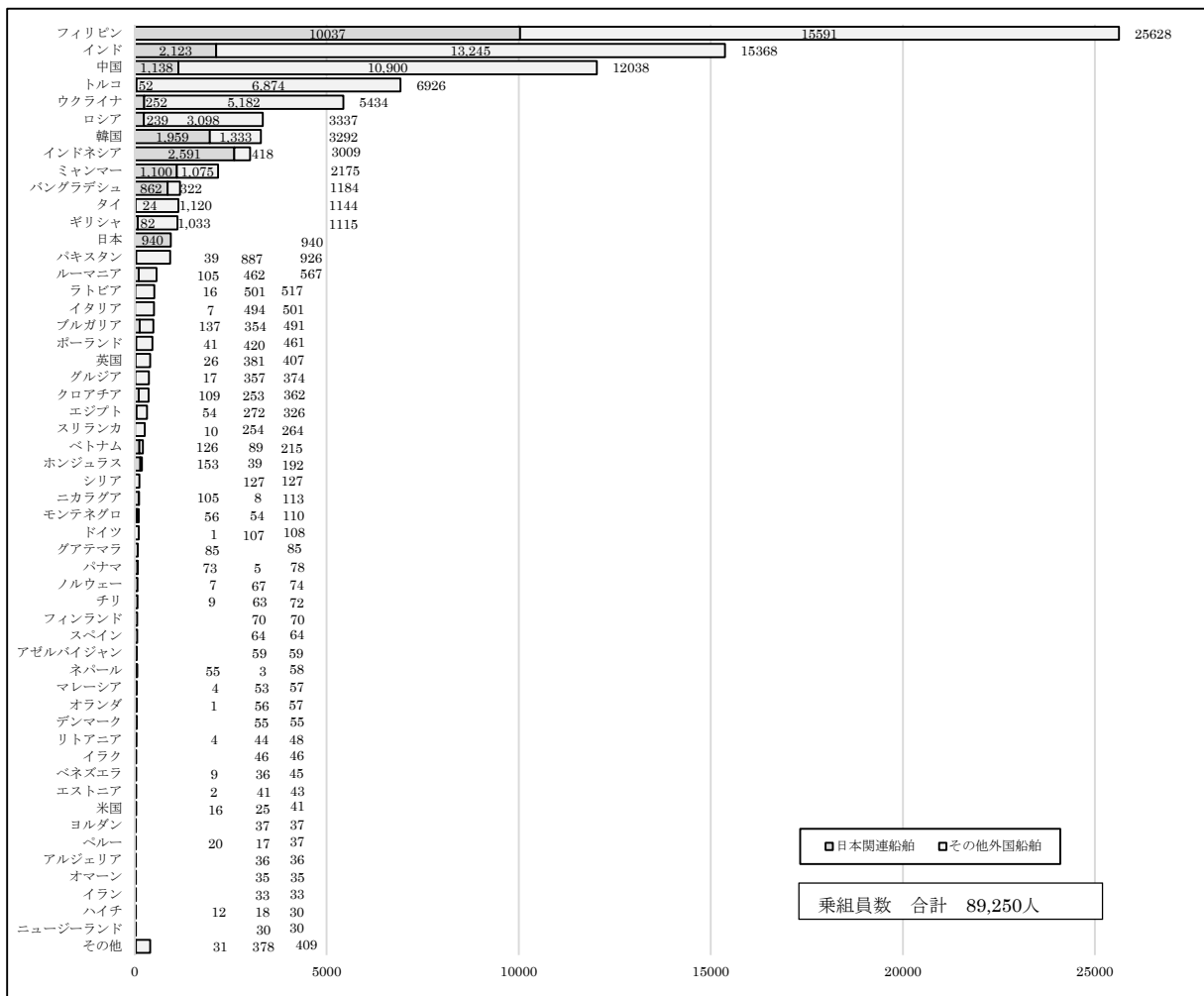
(4) 船舶運航会社の国籍別内訳



(5) 船籍別内訳



(6) 乗組員の国籍別内訳



3. 参考資料（「2015年 海賊対処レポート」 2016年3月）

平成28年3月24日、内閣官房HP (http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/kaizoku_report.html) において、2015年のソマリアの海賊の動向や我が国の取組みとその成果等を取りまとめた海賊対処レポートが発表されておりますので参照下さい。

<問い合わせ先>

海事局海賊対策連絡調整室 吉野・村上

TEL 03-5253-8111（内線 43303、43304）

03-5253-8619（直通）

FAX 03-5253-1645

※海賊対処のために派遣された水上部隊及び P-3C 哨戒機の活動状況の詳細については、防衛省の広報資料を参照下さい。